

議案第181号

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま
市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（施設長の資格要件）</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) <u>社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者</u>であること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>（施設長の資格要件）</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) <u>30歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したもの</u>であること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。